

職場における熱中症対策が強化されます

歯科技工士労務対策委員会委員長
歯科技工士労務対策担当常務理事
松尾 博子

近年、気候変動等の影響を受けて熱中症による救急搬送人員は毎年数万人を超え、死亡者数も高い水準で推移しています。

厚生労働省は「労働安全衛生規則」の改正省令を2025年6月1日に施行し、熱中症の恐れがある労働者の早期発見、重篤化を防止するため職場における熱中症対策を強化していますので、その概要についてご紹介いたします。

1. 「労働安全衛生規則」の改正内容

厚生労働省は熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより重篤化を防止するため、今回の「労働安全衛生規則」改正により「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」を事業者に義務付けました。

義務化の対象となる作業は「WBGT*28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えての実施が見込まれる作業」となります。

*WBGT：暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

今回施行の「労働安全衛生規則」改正により追加（新設）された第612条の2の内容（条文）は次の通りとなります。

◎労働安全衛生規則

【新設】

（熱中症を生ずるおそれのある作業）

第六百十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

2. 熱中症を早期に発見するために

熱中症と言うと屋外での作業や夏の甲子園のように炎天下でのスポーツ時に症状が出ると思いがちですが、エアコンでの温度調節を行わない等によって屋内でも起こることがあります。

歯科技工作業時においても、室内環境だけでなく睡眠不足や体調不良を起因として熱中症の症状が出ることも考えられるため、事業者は対応手順を整備するとともに、気象庁と環境省が発表する「熱中症警戒アラート」発令時等には、労働者への注意喚起とともに自覚症状がある場合には申し出ることの周知を行う必要があります。

厚生労働省では熱中症を疑う初期症状を示しています（図1）。

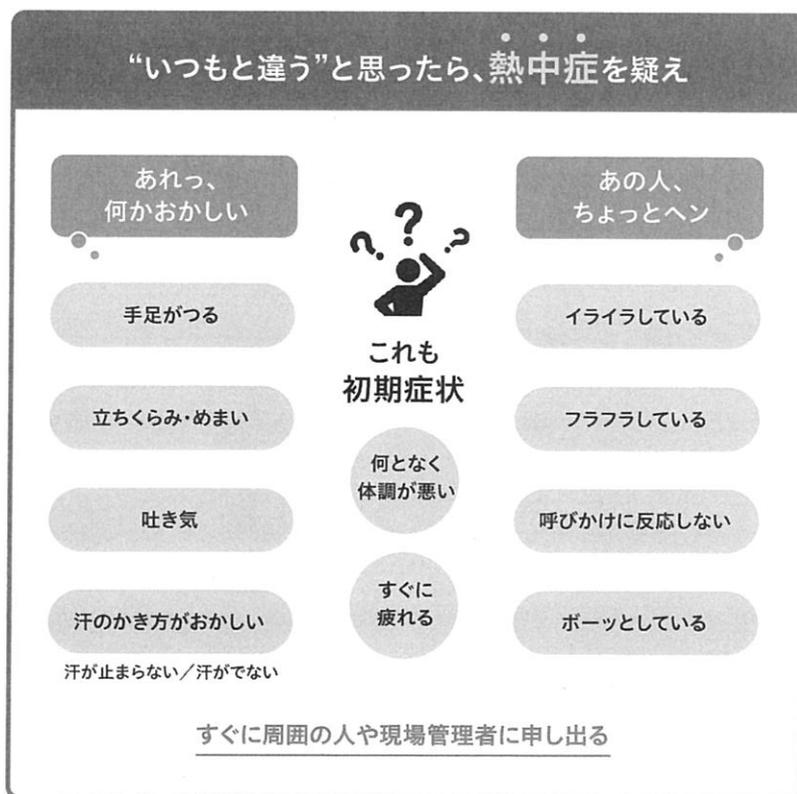


図1 熱中症の初期症状

なお、厚生労働省による職場における熱中症対策の強化内容の詳細については、次ページ以降に掲載の厚生労働省リーフレット「職場における熱中症対策の強化について」にてご確認ください。また、関連サイトのURLを以下に記しますのでご参考になさってください。

熱中症対策のみならず、歯科技工所や歯科医療機関の職場環境、労働環境の整備はより良い歯科補てつ物等を作成するうえで必要不可欠なこととなりますので、「働き方改革」を踏まえた環境整備を引き続きよろしく願い申し上げます。

【関連ホームページ】

- ・ 職場における熱中症予防情報（厚生労働省）

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



- ・ 熱中症予防のための情報・資料サイト（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/



- ・ 熱中症予防情報サイト（環境省）

<https://www.wbgt.env.go.jp/>



- ・ 熱中症予防情報サイト 暑さ指数（WBGT）について（環境省）

<https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>



令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

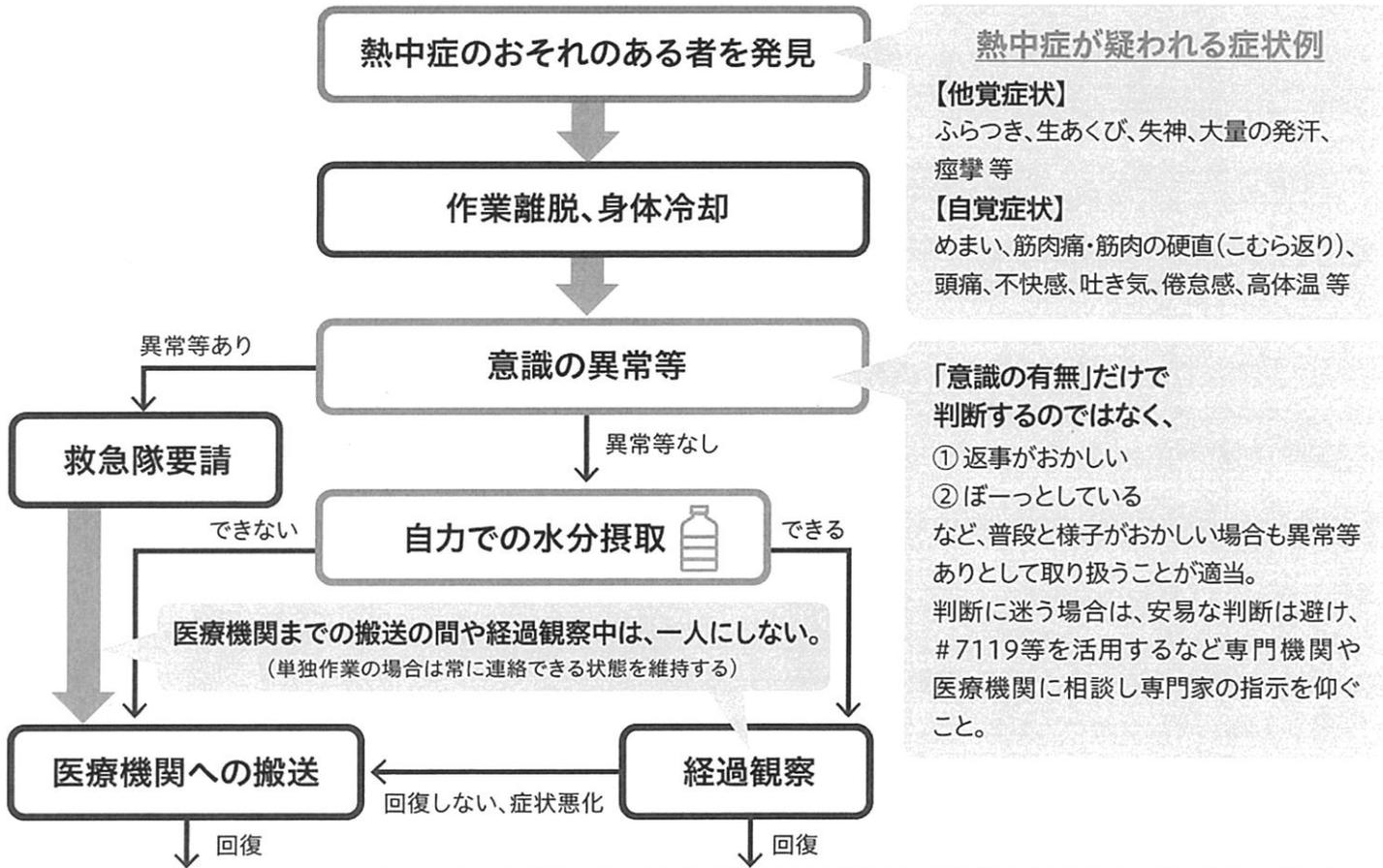
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

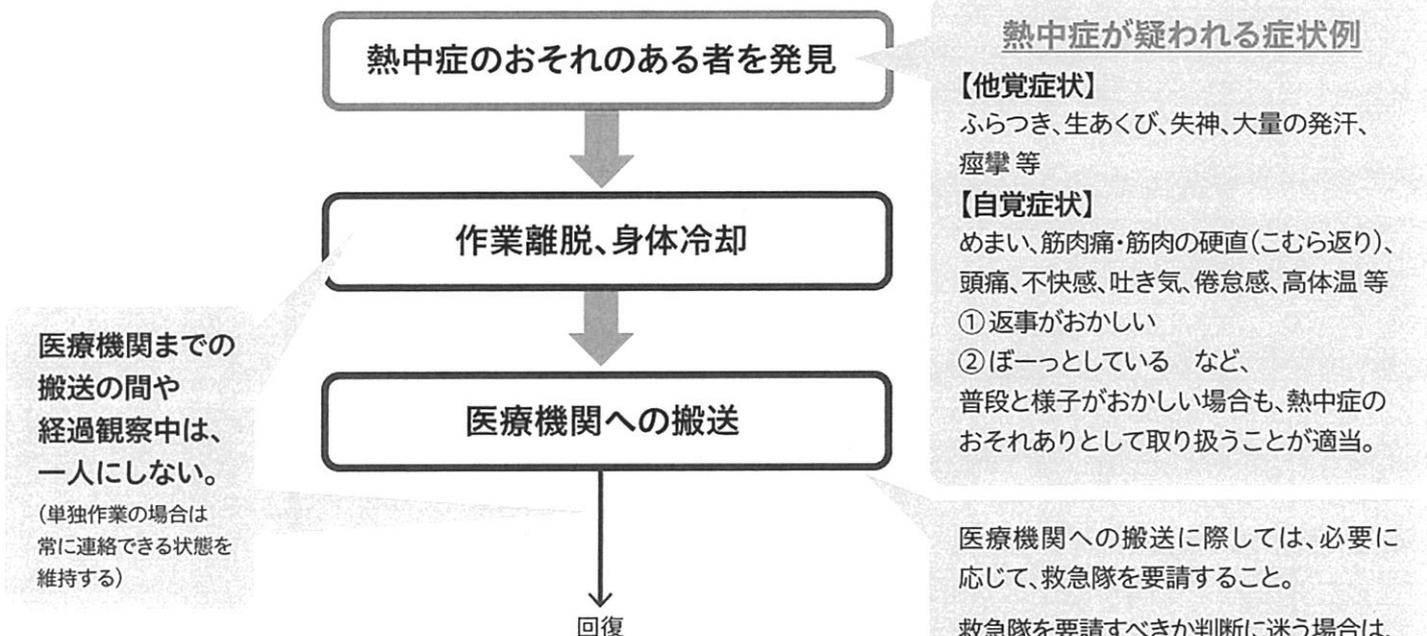
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。